

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 24 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531292

研究課題名(和文) 国連・障害者権利条約教育条項と特別学校の位置づけに関する比較教育学的研究

研究課題名(英文) A comparative study on roles of special schools under implementation of the education provision (article 24) in the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

研究代表者

玉村 公二彦 (TAMAMURA, Kunihiko)

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：00207234

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：わが国も批准した障害者権利条約の実施において、インクルーシブ教育の文脈での特別学校の役割を探究することが課題である。イギリスでは、平等法のもとで多様な形態の障害者差別からの保護が実施されるが、同時に、通常学校の文脈では満たすことが出来ないニーズに対応する特別学校の役割がある。オーストラリアの各州においても、特別学校のスタッフは、障害者差別禁止法の下での障害基準の下での「修正」として、知的障害のある児童生徒の教育プログラムを運営している。本比較研究で、インクルーシブな社会への参加をおこなうために特別なニーズをもつ児童生徒への特別学校の役割を創造していくことが求められていることが示唆された。

研究成果の概要(英文)：By the end of this study period, Japan ratifies the UN convention on the Rights of Persons with Disability. As the convention includes the provision of education which emphasizes inclusive education system, it is needed to explore new roles of special schools in context of inclusive education. In the United Kingdom, while the Equality Act protects students with disability from various forms of disability discrimination, it is important roles of special school to meet children's needs which cannot be effectively met within a mainstream context. In the states of Australia, e.g. Queensland, The special school staff works to set up and run education programs for students with intellectual disability as 'adjustment s' under the education standard of the disability discrimination act. This comparative study suggests that the inclusive education needs to create new roles of special schools for students with special educational needs in order to participate the inclusive society.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：特別支援教育

キーワード：障害者権利条約 特別学校 特別支援学校 特別支援教育 インクルーシブ教育 インクルージョン 比較教育 合理的配慮

1. 研究開始当初の背景

本研究に至る経過と背景は次のようなものである。

第一段階は、本研究の前提となる研究の段階であり、1990年代、国連、アメリカ合衆国、オーストラリア、イギリスなどの障害者法制について資料収集と個別分析を進めたことである。具体的には、「障害をもつアメリカ人法」(1990年)、「オーストラリア障害者差別禁止法」(1992年)、「イギリス障害者差別禁止法」(1995年)などを分析してきた。さらに、2000年代に入って、ヨーロッパ障害者年(2003年)、新アジア・太平洋障害者の10年(2003-2012年)など通して国際的に障害者施策の策定と実施が推進された。この段階では、障害者法制の特徴として単独の障害者差別禁止法の成立経過を示し、その概要の紹介を行うとともに、国際的な障害者問題への法的アプローチの特徴を捉えることができた。

第二段階として、21世紀に入り、国連における障害者権利条約の審議過程に即して、それぞれ重要な項目の分析を行ってきたことである。国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定の背景となった各国障害者差別禁止法における「合理的配慮」の概念、「合理的配慮」の内容を含み込ませた教育条項の検討などである。この段階では、国際的な障害者法制の検討を踏まえて、国連の障害者権利条約の審議過程を検討してきたことが特徴である。

第三の段階としては、第61回国連総会における障害者権利条約の採択(2006年)以後、権利条約の批准が進むなかで、国連・障害者権利条約教育条項の実施過程に関する比較教育学的検討を行ってきたことである。障害者権利条約の差別禁止条項について検討を行うと共に、教育条項(第24条)の成立過程を整理した。さらに、各国の特別ニーズ教育の到達状況及び進捗状況を踏まえ、イギリス、オーストラリアなどにおける批准の過程とその前提となった法制度に関する比較教育学的に検討した。その中で「インクルーシブ教育」の中での特別学校・特別支援学校の位置づけが重要な論点となっていることが明らかとなった。

これまでの各国障害者法制と国連・障害者権利条約の全般的な検討、その中でも教育条項の検討を踏まえ、国際的に重要な論点となっている「質の高いインクルーシブ教育」と特別学校・特別支援学校の位置づけに関して詳細かつ発展的に検討を深めることが課題となっている。各国の国内的な教育制度・政策との関係で、特別学校・特別支援学校の位置づけや役割に焦点をあてて、障害者権利条約の教育条項の内容と各国の特別ニーズ教育の方針とその内容、さらに発展方向との整合性が吟味される必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、第61回国連総会において採択された障害者権利条約における教育条項(第24条)への各国の対応過程を、特別ニーズ教育の到達及び進捗状況を踏まえつつ、特別学校の位置づけ・あり方を中心として比較教育学的に検討することを目的とした。本研究では、対象としてイギリス、オーストラリア、などを設定し、各国の教育制度、特に一般教育制度の発展段階の多様性を踏まえて、特別学校の根拠や役割の再構築という観点から特別ニーズ教育の多様な類型を析出し、その特徴を分析しようとした。その上で、わが国での障害者権利条約批准に向けた教育上の対応の示唆を得るものとした。

3. 研究の方法

本研究は、障害者権利条約の批准を行ったイギリス、オーストラリアなどを対象として、そこでの「インクルーシブ教育」の進捗状況の中での特別学校の位置づけや役割の変化などに焦点を当てて、比較教育学的研究を3年間のスパンで実施するものである。研究計画としては、インクルーシブ教育における特別学校の位置づけを中心として、各国における障害者権利条約の批准と国内教育法制度の整備の状況の検討を並行して行った。その際、障害者権利条約教育条項の内容に即して、教育システム、カリキュラム、「合理的配慮」などの諸点からその到達点と課題をとという観点から各国の状況を比較検討しようとした。その上で、わが国への示唆を得るという手法を採った。

4. 研究成果

本研究の最終年度において、国連障害者権利条約を、わが国も批准することとなり、国内的にも、2014年2月19日に発効することとなった。本研究では、国際的な障害者権利条約の批准の状況や国連・障害者権利委員会における批准国の報告や締約国会議での議論の状況を継続してフォローしてきた。なかでも、障害者権利条約24条の教育条項について、インクルーシブ教育と特別学校の位置づけについて注意を払って検討してきた。

たとえば、イギリスにおいて、インクルーシブ教育は、社会参加と社会的インクルージョンにむけて、非差別・平等と同時に差異の尊重・発達の保障を行う基礎となることが期待されてきた。障害者権利条約の教育条項の実施においては、一般教育制度においては「インクルーシブ教育のジレンマ」「差異のジレンマ」(多様性の強調か同質性・共通性の強調か)を内包していると指摘されるところとなった。イギリスにおける「特別な教育的ニーズ」の概念を制度に導入した Warnock は、多くの特別な教育的ニーズのある子どもたち、特に複雑なニーズや重度の障害をもち、専門的な支援が必要な子ども、自閉症も含む行動的情緒的ニーズのある子どもたちにとっては、通常学校では適切な教育が十分保障

しきれないという事実認識を示し、特別学校の役割やその条件整備の必要を指摘していた。障害のある子どもの多様性を尊重するという基本的な原則を考慮に入れれば、特別なニーズを十分考慮した柔軟で多様な支援が可能となるような教育環境と教育条件が求められる。このような中で、それを解決する方途として、「柔軟な連続性の支援モデル」の提案がなされてきた。そのような議論を背景として、イギリス教育省は、2011年3月に特別ニーズ教育の改革についての提案のグリーンペーパーを出し、関係者の間での討議を促した。その内容は、早期発見と対応の強調、保護者の権限の強化、学習の到達度の確保、成人への準備、家族へのサービスの充実などである。

一方、同じ英語圏域のオーストラリアにおいても、インクルーシブ教育の推奨とともに特別学校の役割も継続する状況があった。

オーストラリアは、2008年、国連の「障害のある人の権利に関する条約」に批准をした。すでに、1992年には、「障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act: DDA）」を制定しており、障害に基づく差別を禁止し、社会参加を促進する方向がとられてきた。このDDAは、2009年に修正され、「障害」の概念についてICFに基づく柔軟かつ広義のとらえ方を採用した。教育施策においては、2005年、「教育における障害基準（Disability Standards for Education 2005）」が制定され、各州の教育に関する法令や教育プログラムに影響力をもっている。こうした連邦の動きと呼応し、各州においても教育施策の見直しが行われた。とりわけクィーンズランド州では、1990年代後半から2000年代初頭にかけて整備してきた特別なニーズのある児童生徒への支援施策に対しての見直しを行い、2004年には、インクルーシブ教育改革への提言を行っていた。

クィーンズランド州における障害のある児童の就学については、「最も近い適切な学校」に就学することが基本となっている。ただし、学校規模や入学管理計画により、学区外の学校や二重籍（公立校とその他の学校というように2つの学校への入学；dual enrolment）が認められる場合もある。「教育（一般制度）法」においても、特別学校の設置が規定されていることから、インクルーシブ教育の文脈においても特別学校の役割は存続している。しかしながら、歴史的には、肢体不自由や盲・聾などの特別学校があったが、クィーンズランド州においては、基本的には知的障害のある児童生徒を特別学校の対象としている。

「2006年教育（一般制度）法」に基づく教育大臣方針として公布された州立特別学校への就学のための基準では、次の要件を有するものを特別学校の対象としていた。

1992年障害者差別禁止法によって定義された障害を有すること

知的障害を含む重度障害を有すること

特別教育を受ける以外には、その人が相当の発達レベルに到達する可能性がないものと思われること

その人の教育プログラムが、当該の人のための措置の適切性を考慮した際に、特別学校において最も良く提供されること

なお、就学の決定するものは、慎重に基準を満たしているかどうかを検討することが特別に留意されている。知的障害は、知的機能と適応行動において障害を持つことによって特徴づけられる。その人の認定された機能レベルは、学校における活動の制限、参加の制約において重大な教育上の調整を求めるとなるものである。

調整とは、連邦の「教育のための障害基準」に基づいて、他の児童生徒との平等を基礎として、障害のある人の参加を援助するためにとられる方策ないし行動とされるが、特別学校の場合は「重大な教育上の調整（significant education adjustments）」のために次の3点の検証が必要となる。

意図されたカリキュラムにアクセスし、それに参加するためには、教育上の調整が、すべての・他の児童生徒にとっても利益があるが、その当該の人にとっても、本質的なものであること

認定された機能障害と当該の児童生徒に対して特定で、的を絞ったものであること
求められる調整の範囲、幅、頻度、複雑さなどを含むものであること

そして、特別学校への就学に際しては、「高度に個別化されたプログラム（highly individualized program）」の作成が必要とされるが、その内容には、次のようなものを含むとされている。

- ・個別化されたカリキュラムと個別学習計画
- ・アセスメント
- ・特別な教授
- ・重大な教育上の調整
- ・補助代替的コミュニケーションや、集団学習と1対1での学習、療育プログラム、特別な健康保持のための管理を含む支援とモニタリング

クィーンズランド州においては、2012年現在、50の州立特別学校の存在しており、教育と共に、センターとしての役割を果たしているが、障害のある子どもの発達を優先したカリキュラム編成と指導のあり方、その実践の有効性が示されることによって、障害のある人にとっての積極的措置としての役割を果たすことが実証されると言えよう。

このように、英語圏域における障害者権利条約教育条項の実施と同時に特別学校の役割の再定位がなされており、障害の「多様性」をどのように配慮して、インクルーシブ教育制度の中で保障をしていくかが大きな課題となっている。その際、権利条約教育条項に示された「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という（イン

クルージョンの)目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること」(障害者権利条約第24条第2項(e))にとりわけ注目する必要がある。このような国際的な動向からは、わが国の特別支援学校のより積極的な役割を再度定位し直し、実践の再構築と展開の課題が示唆された。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計16件)

1. 玉村公二彦「国連・障害者権利条約と人権救済法制の課題」『地域と人権』325号、査読なし、9-15、2011年

2. 角光裕美・米田英雄・玉村公二彦「自閉症スペクトラムの青年・成人に対する就労支援の開発的研究 - 職場を模した作業場面における特性の整理および自己理解のとらえ」奈良教育大学紀要、第60巻第1号、査読あり、41-48、2011年

3. 川崎友絵・郷間英世・玉村公二彦「病弱教育における教育と医療の連携に関する研究 - 院内学級教師と小児科看護師の認識に焦点を当てて」奈良教育大学教育実践開発研究センター研究紀要、NO.21、査読あり、209-214、2012年

4. 今西満子・芳倉優富子・玉村公二彦「発達障害のある児童の不登校傾向への対応に関する検討 - LD等通級指導教室における事例から」奈良教育大学教育実践開発研究センター研究紀要、NO.21、査読あり、203-208、2012年

5. 玉村公二彦・山崎由可里・近藤真理子「病弱教育の歴史的変遷と生活教育 - 寄宿舎併設養護学校の役割と教育遺産」和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要、NO.22、査読なし、147-155、2012年

6. 星幸敏・玉村公二彦「特別支援学校高等部における体育の授業づくり - 重度知的障害児に対する球技教材の教育的価値の検討 - 」奈良教育大学紀要、第61巻第1号、査読あり、69-80、2012年

7. 玉村公二彦「現代寄宿舎論 - 障害や困難のある子どもたちの発達と生活教育」障害児の生活教育研究、第18号、125-147、2013年

8. 今西満子・岩坂英巳・玉村公二彦「発達障害傾向のある不登校児童への教育的支援 - 不登校支援教室の試みを中心に」奈良教育大学教育実践開発センター研究紀要、NO.22、査読あり、235-241、2013年

9. 玉村公二彦「戦後における障害児の発達と発達保障の記録の位置づけをめぐって - 近江学園などにおける映像記録を中心に」人間発達研究所紀要、第26号、査読なし、87-96、2013年

10. 玉村公二彦「危機的限界状況と特別支援教育施設の役割」障害児の生活教育研究、第19号、査読なし、34-42、2013年

11. 太田耕造・郷間英世・玉村公二彦・山崎由可里「重症心身障害児施設における芸術療法に関する調査」和歌山大学教育学部教育

実践総合センター紀要、NO.23、査読なし、75-81、2013年

12. 清水貞夫・玉村公二彦「高齢者と東日本大震災」奈良教育大学紀要第61巻第1号、査読あり、59-70、2013年

13. 玉村公二彦「国連・障害者権利条約の批准とインクルーシブ教育 - すべての子どもにひとしく質の高い教育を保障する学校づくり」信濃教育、第1525号、査読なし、1-9、2013年

14. 今西満子・川西光栄子・玉村公二彦「学校経営・生徒指導に生かすティチャー・トレーニングの試み」奈良教育大学教育実践開発研究センター研究紀要第23号、査読あり、219-225、2014年

15. 玉村公二彦・片岡美華「オーストラリアにおける障害者権利条約批准と特別教育の方向」奈良教育大学教育実践開発研究センター研究紀要、第23号、131-137、2014年

16. 玉村公二彦・服部敬子「戦後京都府における障害児教育の進展と学校づくり - 京都府広報映画『人』(1968年)を中心に」福祉社会研究、第14号、査読あり、15-32、2014年

[学会発表](計1件)

国連・障害者権利条約教育条項の理解と特別ニーズ教育の改訂 - イギリス・教育省「Support and aspiration: A new approach to special educational needs and disability」の検討、日本特殊教育学会、2011年9月25日、弘前大学

[図書](計2件)

1. 渡部昭男編『日本型インクルーシブ教育システムへの道』三学出版、2012年(玉村公二彦「障害者権利条約と特別支援教育の改革」、53-67)

2. 京都教育大学特別支援教育臨床実践センター・奈良教育大学特別支援教育研究センター編『特別支援教育テキスト』クリエイツかもがわ、2013年(玉村公二彦「インクルーシブ教育と障害者権利条約」125-135)

[その他]

ホームページ等

<http://mailsrv.nara-edu.ac.jp/~tamamura/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

玉村公二彦 (TAMAMURA Kunihiko)

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：00207234